

## 緊急事態宣言下における感染防止対策について

令和3年1月8日  
和光市教育委員会

今般の緊急事態宣言下における教育活動については、下記の「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準を参酌して、感染防止対策の徹底を図る必要がある。

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意志の活動)
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大の間隔を取る	収束局面 ↓ 感染リスクの低い活動から徐々に実施 拡大局面 ↑ 感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大の間隔を取る		十分な感染対策を行った上で実施

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症分科会提言(※)における分類		
レベル3	ステージⅣ	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	(病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重傷者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。)
	ステージⅢ	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	(ステージⅡと比べてクラスターが広範囲に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。)
レベル2	ステージⅡ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	(3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療体制への負荷が蓄積しつつある。)
レベル1	ステージⅠ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	

※「今後想定される感染状況と対策について」(令和2年8月7日 新型コロナウイルス感染症分科会提言)

## 1. レベル3地域における教育活動について

文部科学省発出の『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』（2020.12.3Ver.5）においては、各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられている。（「●」は、この中でも特にリスクが高いもの）

- 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱やリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動活動」

### 【レベル3地域での対応】 緊急事態宣言下では、レベル3での対応が求められる。

上記の活動は、「感染症対策を講じても、なお感染リスクが高い」ことから、実施しないようにする。

### 【レベル2地域での対応】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。これらの活動における児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向に向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。この場合にも、「●」の活動については、特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討する。

## 2. 学校生活について

### （1）日常の注意事項

- ① こまめな手洗いの励行・手指の消毒、咳エチケットの徹底、教室内でのマスクの着用、適宜な水分補給、二方向換気の確保、共用教具・教材の消毒を行う。（休み時間等には、換気、うがい、手洗いを啓発する放送などをする。）
- ② 学校行事については、3密を回避できない場合には、当分の実施を見合わせる。
- ③ 学年ごとに休み時間をずらして、昇降口、水道場、トイレの密集や混雑を回避する。
- ④ 登下校時の昇降口が密にならないよう教師が指示を出して時間差をつける。
- ⑤ 登校時の検温、健康観察を徹底する。（サーモグラフィー、非接触型体温計の活用）

### （2）学習指導

- ① 今後の感染状況に速やかに対応できるよう、オンライン、ハイブリッド、分散登校などを視野に入れた準備をしておく。
- ② 身体的接触や近距離での活動をできる限り避ける。  
音楽科指導：合唱の中止、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、吹奏楽器の使用を避ける。  
体育科指導：教具の共用を避け、マット、跳び箱等は当面実施を控える。柔道は受身のみとし、組手は実施しない。

家庭科指導：調理実習を当面実施しない。

※ グループ学習を伴う場合は、授業の構成を工夫して密にならない活動を行う。

- ③ 学習発表の際は、声の大きさに注意できるよう指導する。
- ④ 不特定多数が接触するPC、キーボード、図書館の本、清掃用具、遊具などは、すべてを消毒することが困難なので使用前後の手洗いや手指の消毒を徹底する。
- ⑤ 当面、図書館は授業時間に学級ごとの利用とし、休み時間は控える。

### (3) 給食指導

- ① 座席の間隔を最大に開け、机を向き合わせにしないで会話をしない。(会話は食事後にマスクをつけてから) 当番の身支度や体調等を十分にチェックし、安全・安心に最大限の配慮をする。
- ② 配膳室の密集を避けるため時間差で下膳できるようにする。(準備は低学年から返却は高学年から等々)
- ③ 給食後の歯磨き、ブクブクうがい等は、リスクが大きいことから当分の間は控える。

### (4) 清掃活動

- ① 清掃場所に密集場面が生じないように分散して行わせる。
- ② トイレ清掃は感染リスクが高いことから、当分の間は教職員が分担して行う。
- ③ 教室等の床や、椅子等の消毒はしなくてもよい。

### (5) 下校時

下校時は、横に広がり話しながらの歩行は避けるよう指導する。

### (6) 環境衛生

- ① 児童生徒が登校してくる前に教室・廊下等の窓を開け、十分な換気を行う。
- ② エアコン使用時においても、窓・ドアを締め切らないで、十分な換気を行う。

## 3. 行事等の扱いについて

### (1) 社会科・生活科見学、校外学習

バス等交通機関を使用しての校外行事は当面実施しない。徒歩での市内施設などの見学については、受け入れ先との協議により実施可能とする。

- (2) 保護者懇談会や授業参観等は、当面実施しない。個人面談は感染防止対策を講じて行う。
- (3) 新入学説明会は、できる限り密にならない方法(2部制～3部制)で実施するか、あるいはオンラインでの実施なども検討する。

## 4. その他

### (1) 部活動

- ① 朝練、週休日等の対外試合等は実施しない。個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定する。
- ② 活動する場合は、開始時の健康観察をしっかりと行う。
- ③ 活動にあたっては、従来からの部活動に関する「ガイドライン」を遵守するとともに、顧問の適宜・適切な指示や監督のもとで実施すること。

※ 感染拡大や経路を絶つためには、体調不良を感じたら登校を控えることを徹底する。